

法人市民税のご案内

法人市民税は、市内に事務所・事業所等がある法人等に課税される税で、資本金等に応じて負担する均等割と法人の所得に応じて負担する法人税割があります。

鹿児島市内に法人を設立したとき、または、事務所や事業所を設置したときは、「法人等設立(設置)申告書」の届出が必要です。

また、所在地の移転、商号変更、事業年度変更等法人の内容について異動があったときは、「法人等異動届出書」の提出が必要です。

◆納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	均等割	法人税割
(1) 市内に事務所や事業所がある法人	○	○
(2) 市内に寮・宿泊所等がある法人で、事務所や事業所がないもの	○	
(3) 市内に事務所や事業所がある公益法人等または法人でない社団等で、収益事業を行っているもの	○	○
(4) 市内に事務所や事業所がある公益法人等で、収益事業を行わないもの	○	
(5) 市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者		○

※法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税額を納めることになっています。

◆法人の設立(設置)届と異動届が必要な場合は、次のとおりです。

	提出する書類	添付する書類
・法人等設立した場合	法人等設立(設置)申告書	登記簿謄本及び定款の写し
・支店等設置した場合		
・法人等解散した場合	法人等異動届出書	登記簿謄本、定款など異動内容の確認ができる書類の写し
・支店等を閉鎖した場合		
・所在地、商号、代表者、決算期等法人の内容に変更があった場合		

※提出する書類の様式は、市民税課に設置しているほか、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

鹿児島市ホームページ ⇒ 「法人市民税」で検索 ⇒ 「法人市民税関係様式」をクリック
[アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>]

【お問い合わせ】

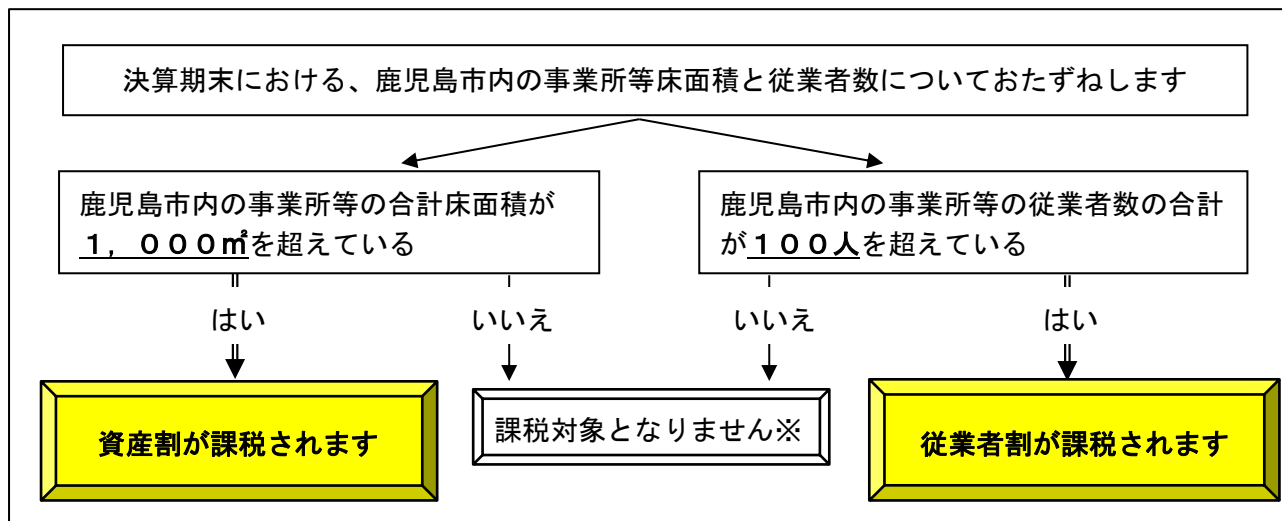
〒892-8677 鹿児島市山下町1-1番1号 鹿児島市役所市民税課諸税係(別館2階)
電話：099-216-1172
FAX：099-216-1177

事業所税のご案内

事業所税は、都市環境の整備や改善に要する費用にあてるための目的税です。

人口30万人以上の都市等で、一定規模を超える事業所等において事業を行う法人または個人に対して課税されます。(鹿児島県内では、鹿児島市のみになります。)

以下の条件に当てはまる場合は事業所税の納税義務が生じ、申告と納付が必要となります。



※合計床面積が800㎡超1,000㎡以下、または従業員数が80人超100人以下の事業所には課税されませんが、申告書の提出は必要です。

事業所税の概要

区分	課税対象	
	資産割	従業員割
課税客体	事業所等※1で行われる事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人・個人 (賃貸ビル等にあつては、オーナーではなくテナント)	
課税標準	市内の事業所等の合計床面積※2 (㎡)	従業員の給与総額 (円)
免税点	市内の合計事業所等床面積が1,000㎡以下であれば課税されません	市内の合計従業員数※3が100人以下であれば課税されません
免税点判定日	決算期の末日	
税率	1㎡につき600円	従業員給与総額の0.25%
申告納付期限	法人・・・事業年度の終了の日から2ヶ月以内 個人・・・翌年の3月15日	

※1 事業所等とは、事務所、店舗、工場、倉庫、作業所、物置、駐車場等で、従業員がいない場合や借りている場合も含まれます。

※2 建物の一部を使用している場合には、共用部分の床面積（廊下や階段、エレベーター等の共用部分）を含みます。

※3 鹿児島市内の事業所等の従業員及び役員の数で、65歳以上の方（役員を除く）や障害者（役員を除く）、パートタイマーの方（時間給で労働時間が正社員の4分の3未満）は除きます。

※ 事業所税の詳細については、鹿児島市ホームページに掲載している「事業所税のてびき」をご覧ください

鹿児島市ホームページ ⇒ 「事業所税」で検索 ⇒ 「事業所税のてびき」をクリック
[アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>]

お電話でのお問い合わせは、鹿児島市役所市民税課諸税係まで

◆◆◆ 裏面「法人市民税のご案内」もご覧ください。◆◆◆